

《 京都府内（京都市を除く）に償却資産を所有されている方へ 》

固定資産税の

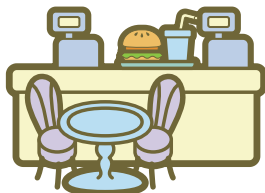
償却資産の申告

申告を忘れていませんか？

毎年1月1日現在で事業の用に供することができる資産を所有されている方は、その年の1月末までに、その資産が所在する市町村長宛てに償却資産（固定資産税）の申告が必要です。
なお、償却資産の例は以下のとおりです。

飲食店

厨房設備、カラオケセットなど



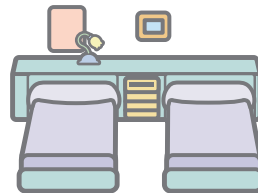
工場

各種製造設備、受変電設備など



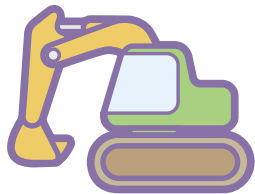
ホテル・旅館

客室備品、洗濯設備など



建設業

パワーショベル、ポータブル発電機など



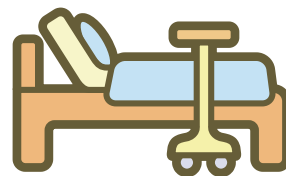
理容業・美容業

理・美容椅子、洗面設備など



医院

ベッド、手術台、X線装置など



ガソリンスタンド

オイルチェンジャー、洗車機など



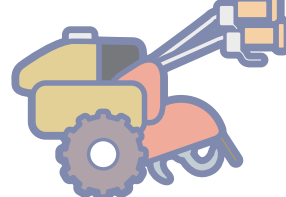
小売店

商品陳列ケース、冷蔵庫など



農業・漁業

ビニールハウス、漁船など



令和3年度申告から京都府内（京都市を除く）の申告書等の提出先は
京都地方税機構 に変わりました。

〈 申告書等の提出（郵送）・お問合せ先 〉

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁旧本館2階
京都地方税機構 業務課 償却資産担当 TEL：075-414-4503

※詳細は裏面をご確認ください。

償却資産の申告書等は **京都地方税機構** に提出してください

京都府内の市町村(京都市を除く)の償却資産申告書等の提出は、京都地方税機構へお願いします。

※ 京都市内に所有されている資産分は、引き続き京都市へ申告書を提出してください。

申告書等の提出・お問合せ先

申告書等の提出・お問合せは、京都地方税機構へお願いします。

償却資産が所在する各市町村にも提出できますが、できるだけ京都地方税機構へ提出(郵送又は窓口持参)してください。

申告書等の用紙は、京都地方税機構のホームページからダウンロードされるか、下記まで連絡してお取り寄せください。

<京都地方税機構> ※ 郵送先と持参先は異なりますのでご注意ください。

◎ 郵送による提出・お問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁旧本館2階
京都地方税機構 業務課 償却資産担当 TEL:075-414-4503

◎ 窓口への提出(持参分のみ)

京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2 京都府庁西別館4階
京都地方税機構 申告センター

京都地方税機構—償却資産



<各市町村窓口>

市町村名	担当課	電話番号
福知山市	税務課 資産税係	0773-24-7025
舞鶴市	税務課 資産税係	0773-66-1027
綾部市	税務課 固定資産税担当	0773-42-4244
宇治市	税務課 諸税証明係	0774-22-3141 (内線2120・2126・2139)
宮津市	税務・国保課 税務係	0772-45-1612
亀岡市	税務課 固定資産税係	0771-25-5013
城陽市	税務課 資産税係	0774-56-4022
向日市	税務課 固定資産税係	075-874-2309
長岡京市	税務課 資産税係	075-955-9508
八幡市	税務課 資産税係	075-983-2480
京田辺市	税務課 資産税係	0774-64-1316
京丹後市	税務課 資産税係	0772-69-0180
南丹市	税務課 資産税係	0771-68-0004
木津川市	税務課 資産税係	0774-75-1203

市町村名	担当課	電話番号
大山崎町	税住民課 税務係	075-956-2101
久御山町	税務課 課税係	075-631-9926 0774-45-3908
井手町	税務課	0774-82-6163
宇治田原町	税住民課 資産税係	0774-88-6633
笠置町	税住民課 税務係	0743-95-2302
和束町	税住民課 税務係	0774-78-3005
精華町	税務課 固定資産税係	0774-95-1916
南山城村	税住民福祉課	0743-93-0103
京丹波町	税務課 賦課係	0771-82-3802
伊根町	住民生活課 税務係	0772-32-0503
与謝野町	住民税務課 資産税係	0772-43-9020

電子申告(eLTAX)をご利用ください

償却資産の申告でも電子申告(インターネットによる申告)が可能ですので、ぜひご利用ください。

詳しくは、eLTAX ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

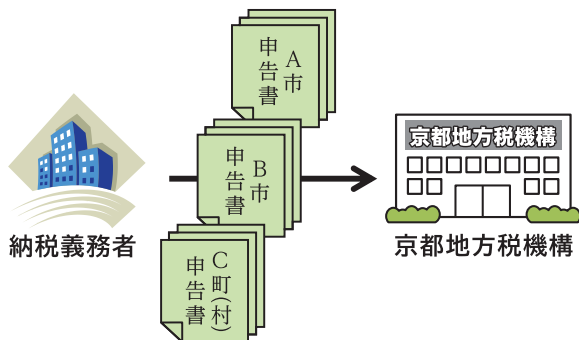
eLTAX



京都府内の市町村(京都市を除く)の償却資産の申告等に係る事務は、

令和3年度申告から京都地方税機構に共同化されました。

令和3年度申告以降



※ 京都府内の市町村(京都市を除く)の申告書等を一括で提出可能です(郵送可)。

※ 申告書等は、償却資産のある市町村ごとに作成してください。

太陽光発電設備を設置している 場合の申告について

法人や個人事業主が設置する太陽光発電設備は、発電出力や売電有無に関わらず事業用資産となるため申告が必要です。

個人が住宅用に設置する場合も、発電出力が一定規模以上で売電する場合には、原則、全量売電・余剰売電に関わらず、償却資産として課税の対象となります。

申告が必要な資産の一例

☑ 太陽光発電設備一式

太陽光パネル(※)、架台(※)、接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計、送電設備等及びその設置工事費用等

※太陽光パネルや架台が、家屋に一体の建材(屋根材等)として家屋評価に含まれている場合は太陽光パネルや架台の申告は不要です。

☑ フェンスやその設置工事費用、舗装路面等

(令和7年4月4日作成)